

2-2 大阪府自動車NOx・PM総量削減計画の概要

I. 経緯

- 平成5年11月 「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定

| 特定地域内 | 平成2年度 | 平成12年度 (計画目標) | 平成12年度 (実績) |
|-------------------------|--------|------------------|----------------|
| 自動車NOx 排出量 (トン/年) | 31,380 | 21,420 | 23,430 |
| 環境基準達成率 | 66% | 概ね達成 (90%以上) | 79% |

- 平成15年7月 「大阪府自動車NOx・PM総量削減計画」策定



II. 目標

NOx (窒素酸化物)

- 平成17年度までに、前計画の目標である

「二酸化窒素に係る環境基準の概ね達成」を実現

- 平成22年度までに、二酸化窒素に係る環境基準を達成

PM (粒子状物質)

- 平成22年度までに、浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成



自動車公害を克服し、健康的で安心な暮らしを確保します。

Ⅲ. 施策の展開

○ ディーゼル車を中心とした対策の重点的推進

《低公害車・低排出ガス車を 約200万台普及》

- ・トラック・バスへの短期の集中導入等への支援
- ・エコステーションの整備促進
- ・LEV-7（低排出ガス車）の指定、優遇税制等による普及拡大
- ・特定事業者への導入指導の徹底
- ・グリーン配送の推進・拡大

など

《単体規制・車種規制の強化》

- ・NO_xを40～50%、PMを75～85%削減（新長期目標）
- ・排出基準適合車への早期代替の促進

《ディーゼル黒煙の低減》

- ・整備不良ディーゼル車府民通報制度の推進
- ・ディーゼル微粒子除去装置（DPF等）装着支援
- ・ディーゼル車に重点を置いた自動車排出ガス街頭検査の実施

など

○ 自動車交通への依存を低減する施策の推進

《自動車走行量の抑制》

- ・特定事業者への指導の徹底
- ・物流効率化指導指針の策定・指導
- ・輸送効率の向上
- ・鉄道・海運の積極的活用
- ・公共交通機関の利便性の向上
- ・自家用乗用車の使用の抑制

など

《交通流の円滑化による環境負荷の抑制》

- ・バイパス等の道路網の整備による渋滞緩和・解消
- ・すむっと交差点対策等による即効性のある渋滞対策
- ・連続立体交差化事業等のボトルネック対策
- ・新交通管理システム（UTMS）の整備拡充
- ・ETC（ホストストップ自動料金支払システム）の普及促進
- ・駐車場整備や違法駐車対策の推進

など

○ 局地汚染地域の解消

- ・環境基準の早期達成を図り、局地汚染地域を解消するため、交通渋滞の著しい交差点等において道路構造の改良等を進めるとともに、当該交差点等に即した効果的な対策を関係機関が連携して検討・実施

【進行管理】

- ・「総量削減計画策定協議会」による進行管理
- ・府民代表・学識経験者で構成する「進行管理検討委員会」による点検・評価
- ・結果の公表
- ・平成17年度に中間評価を実施

【府民・事業者・民間 団体等との連携】

- ・府民・事業者・民間団体の参画や協働による一層の取組みの推進
- 〔整備不良ディーゼル車府民通報制度の推進・「大阪自動車公害対策推進会議」の活用等〕
- ・近隣府県との十分な連携の確保、相互調整

【新たな施策の調査検討】

- ・ETCを活用した多様な料金施策など、経済的手法を取り入れた施策の検討
- ・排出量の推移や計画の進捗状況を見極めた上で、仕組みづくりや規制強化も含め、新たな総量削減方策についての検討

など